

大阪市東住吉区こどもサポート推進員会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市東住吉区こどもサポート推進員会計年度任用職員（以下「こどもサポートネット推進員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

(1) 筆記試験

(2) 面接

2 選考の結果、合格者は任用登録者として任用候補者名簿に登録する。

3 任用は、任用候補者名簿の中から成績順に決定する。

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間、休憩時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数は本市が指定する週4日、または週5日とする。

(2) 勤務時間は週30時間を超えないものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 週4日勤務の場合

午前9時から午後5時30分の間で本市が指定する7時間30分

イ 週5日勤務の場合

午前9時から午後5時30分の間で本市が指定する6時間

(3) 休憩時間

ア 週4日勤務の場合

45分

イ 週5日勤務の場合

45分、またはなし

(その他)

第5条 その他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。